5　財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、基金が造成された経緯を勘案するものとする。

6　第四項の規定により基金承継人が承継する資産及び債務の範囲は、旧機構法第十一条第一項第二号に掲げる業務に係る資産及び債務に限るものとする。

7　第二項の承継計画書は、機構が、政令で定める基準に従って作成して財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

8　機構の解散の日の前日を含む事業年度（同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかわらず、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

9　機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、財務大臣が従前の例により行うものとする。

10　機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

11　機構の解散の日の前日を含む事業年度における利益及び損失の処理については、財務大臣が従前の例により行うものとする。

12　機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により行うものとする。

13　機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、財務大臣が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において準用する通則法第三十四条第三項の規定による通知及び勧告は、財務大臣に対してなされるものとする。

14　通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

15　第十一項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、財務大臣が行うものとする。

16　前項の場合において、第一号勘定に属する積立金があるときは、旧機構法第十二条第一項及び第六項の規定は、なおその効力を有するものとし、同条第一項各号列記以外の部分中「機構に出資した」とあるのは、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定による解散前の機構に出資した」とする。

17　第十五項の場合において、旧機構法第十一条第二項に規定する第二号勘定に属する積立金があるときは、第二項の承継計画書において定めるところに従い、基金承継人が承継する。

18　第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表（附則第二条関係）

大阪府吹田市千里万博公園百三十三番三　所在
雑種地　三十七万五千五百五平方メートル
大阪府吹田市千里万博公園二百五十九番三　所在
雑種地　三千九百六十六平方メートル
大阪府吹田市千里万博公園百六十四番三　所在
雑種地　一万二千三百十八平方メートル
大阪府吹田市千里万博公園四十一番一　所在
雑種地　九十万五千四百三十平方メートル

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十七号

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年十一月一日とする。ただし、同法第一条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）目次の改正規定及び同法第二章中第八条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、平成二十五年六月一日とする。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十八号

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十一条並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第四条第一項第二号、第五条第一項第五号及び第五条の三、同条の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項、第五条第一項及び第五条の二第一項各号、同法第六条の三の規定により読み替えて適用する同法第六条及び第六条の二各号並びに同法第八条の二第二項及び第三項第四号並びに第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の四」を「第九条の八」に、「第九条の五」を「第九条の九」に改める。

第二条中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

第三条の見出し中「第四条第一項に規定する」を「第四条第一項第二号に掲げる」に改め、同条中「第四条第一項に規定する」を「第四条第一項第二号に掲げる」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「二十五年未満の期間勤続し、」を削り、同号を同条第一号とし、同条第四号中「十一年以上二十五年未満の期間勤続し」を削り、同号を同条第二号とし、同条に次の三号を加える。

三　定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

四　次に掲げる職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

イ　各議院事務局の事務総長又は各議院法制局の法制局長がその任命を行うに際し各議院の議長の同意（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二十七条第二項及び第百三十一条第五項の規定によるものを除く。）を得た職

ロ　国立国会図書館の館長がその任命を行うに際し両議院の議長の承認を得た職

ハ　裁判官訴追委員会の委員長又は裁判官弾劾裁判所の裁判長がその任命を行うに際し両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得た職（裁判官訴追委員会事務局にあっては事務局長及び事務局次長の職に限り、裁判官弾劾裁判所事務局にあっては事務局長の職に限る。）

ニ　参議院事務局の事務総長がその任命を行うに際し参議院の調査会長の同意を得た職